



東日本大震災で被災された会員の皆様へ

このたびの東日本大震災により、被災された皆様に謹んでお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復旧・復興をお祈り申し上げます。

日本医師会では、被災された会員の皆様の便宜を図るため、以下のような対応を行っております。

○ 医師会費について

被災した会員の平成23年度分日本医師会費については、減免を前提に検討中です。

詳細が決まりましたら、県医師会等を通じて改めてお知らせいたしますが、申請期限につきましては、高齢による減免、疾病による減免等と同様、平成24年2月末日となります。

○ 医師年金について

対象を、「医師年金において、基本的に、岩手県、宮城県、福島県に住所あるいは、通信先の届がある加入者・受給者」として、以下の特別措置を講じます。

< 震災復興年金 >

- 被災地の医師年金加入者は自身の年金原資を「震災復興年金」として引出し、復興資金として活用できることとします。

< 諸手続きの簡略化 >

- 一例として、保証期間終了後の年金受給継続の要件として、「年金受給権届」の提出が必要ですが、客観的に受給者ご本人の生存が確認できれば、提出がなくとも年金受給が継続できるようにします。
- その他の手続きにおいても、印鑑証明書の省略等、手続きの負担軽減を図ります。

なお、日医年金はもとより、一時的に掛金が未納となった場合でも、年金の受給権は確保されます。また、後日、未納分をまとめてお支払いいただくことも可能です。（ただし、未納や未納分の後払いの場合、予定年金月額が減少します。）

○ 避難所等で診療行為を行う被災した医師への義援金支払について

被災し住居や勤務先を失うなどの被害に遭われた岩手県、宮城県、福島県内の医師、並びに福島第一原子力発電所の事故により定められた避難区域内等に住居や勤務先がある医師のうち、避難した先の避難所や救護所等で無償で診療に携わっている方への支

援として、当面の間、義援金を当該行為への対価としてお支払いさせていただきます。
詳しくは、岩手県、宮城県、福島県医師会にそれぞれお問い合わせ下さい。

○ 医師会移動手続きについて

郡市区等医師会が被災により完全に機能しておらず、「退会届出書」や「異動報告書」の取り寄せや提出が困難な場合には、所属の都道府県医師会か日本医師会にご相談下さい。

○ 「日医雑誌」等郵便物について

日本医師会からの各種郵便物について、ゆうメールの配達困難地域では第3種郵便に切り替えるなど、極力会員の皆様に届くよう手配いたしております。

○ 各種証明書等の再発行について

< 会員証の再発行・更新手続きの無料化 >

- ・ 有効期限内の会員証の再発行または住所変更等による更新が必要な場合、申請書に「被災」した旨を付記していただくことで、無料で手続きを行います。

< その他、認定証の再発行手数料無料化 >

- ・ 日本医師会生涯教育認定証、日本医師会認定健康スポーツ医認定証、日本医師会認定産業医認定証、産業医学講習会修了証につきましても、無料で再発行いたします。